別紙様式３―３（第２２条関係）

石川県ＪＡＳ関係規格認証合意書

石川県（以下「甲」という。）と（認証申請者名）（以下「乙」という。）とは、日本農林規格等に関する法律（以下「ＪＡＳ法」という。）に基づき、甲が行う（農林物資名）の認証後、遵守すべき条件を以下の通り合意する。

（関係法令及び技術的基準等の遵守）

第１条　乙は、要求事項の変更も含め、つねに認証合意書で付された条件を遵守する。

第２条　乙は、認証に係る事項が認証の技術的基準に適合するように継続的に維持し、また格付けされ

　る製品がＪＡＳ規格を満たすよう継続して維持する。

第３条　乙は、格付の表示に係るＪＡＳ法を遵守する。

第４条　乙は、ＪＡＳ法第３９条の規定による農林水産大臣の命令に違反し、又はＪＡＳ法第６５条第２項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくはＪＡＳ法第６６条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしてはならない。

第５条　乙は、認証事項を変更し、又は格付（格付表示）業務を廃止しようとするときは、あらかじめ甲に通知し、認証に関するすべての情報の提供などを中止するとともに、甲の要求どおりに認証書の返却および有機ＪＡＳマークの処分を行う。なお、本項を含め認証事業者に課せられる責務が解除されるのは、格付業務廃止届が受理された日から３０日後である。

（認証を受けている旨の情報の提供）

第６条　乙が、他人に認証を受けている旨の情報の提供をするときは、認証に係る農林物資以外の製品について、甲の認証を受けていると誤認させ、又は甲の認証の審査の内容その他認証に関する業務の内容について誤認される恐れのないようにする。

第７条　乙は、他人に認証を受けている旨の情報の提供について、認証に係る種類の農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す以外の目的では行わない。

第８条　乙は、甲が、第６条又は第７条の条件に違反するとして、情報の提供方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じる。

第９条　乙は、第６条又は第７条のほか、他人に認証、格付又は格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、認証に係る種類の農林物資以外の製品について甲の認証を受けていると誤認させ、又は甲の認証審査の内容その他認証に関する業務の内容について誤認させるおそれがないようにする。

第１０条　乙が、認証書の写しを取引先等に提供する場合は、複製である旨（複製、コピー、写し等）を明記し、全てを複製する。

（調査）

第１１条　甲は、乙の認証後も、乙に対し以下の調査を行う。

（１）乙が継続して認証の技術的基準を満たしていることを確認するため、別に定める監査マニュアルに基づく、書類及び実地における認証事項の確認に係る検査（監査）

（２）（１）に定める確認は、乙に事前に通知して行うほか、甲の認証に係る乙の全部又は一部に対し、事前に通知することなく行うものとする。

（３）乙が認証事項に関する変更を行う場合、変更届等書類による検査、実地検査を必要とするかどうかの確認及び必要な場合の実地検査

（４）第三者からの乙に関する情報提供等に基づく適合検査

（調査への協力）

第１２条　乙は、甲が行う調査等（苦情に関する調査を含む）に協力し、オブザーバーの参加がある場合も同様に協力する。

（コンサルタントサービスの禁止）

第１３条　甲は、乙に対し、認証上の問題となる事項の対処方法についての助言又はコンサルタントサービスを行わない。

第１４条　甲は、甲が認証の対象とする農林物資の生産及び販売を行わない。

第１５条　甲は、いかなる場合であっても認証に関する業務の機密保持、客観性又は公正性を損なうような製品の販売又はサービスの提供は行わない。

第１６条　乙は、本県のいかなる部署の職員からも、認証上の問題となる事項の対処方法についての助言又はコンサルタントサービスを求めない。

（報告）

第１７条　乙は、毎年２月末までにその翌年度の生産計画を知事に報告する。

第１８条　乙は、毎年６月末までにその前年度の格付実績及び認証に係るほ場の面積（小分け業者にあっては格付表示実績）を知事に報告する。

第１９条　甲は、乙がＪＡＳ法施行規則第４６条第１項第１号ニ(1)から(11)までに掲げる条件を遵守しているかどうかを確認するため必要があるときは、乙に対し、その業務に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他物件の提出を求め、又はその職員に、事業所、認証に係るほ場等に立ち入り、格付、格付の表示、農林物資の広告又は表示、農林物資、その原料、工場、帳簿、書類その他物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

（認証の取消し、製品の出荷停止、格付の表示の除去若しくは抹消）

第２０条　乙が、ＪＡＳ法施行規則第４６条第１項第１号ニ(1)から(11)までに掲げる条件に違反し、又は第１９条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは第１９条の検査を拒否、妨害若しくは忌避したときは、甲は認証の取消し、又は格付に関する業務若しくは格付の表示を付した農林物資の出荷を停止し、又は、県が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消を請求できる。

第２１条　乙が第２０条の請求に応じないときは、甲は、その認証を取り消す。

第２２条　乙は、甲から認証の取消し又は格付に関する業務及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を請求された場合、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止すること及び甲が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消をすること。また、認証に関するすべての情報の提供などを中止するとともに、甲の要求どおりに認証書の返却および有機ＪＡＳマークの処分を行う。さらに、乙は、格付業務の停止請求、格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求及び県が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消の場合は、甲に対し、書面による改善報告（再発防止策を含む）を行うものとする。

（認証にかかる情報公開）

第２３条　甲は、以下（１）から（５）のことについて公表する。

（１）乙の氏名又は名称及び住所、認証番号、認証に係る農林物資の種類、認証に係るほ場等の名称及び所在地並びに認証の年月日

（２）甲が、乙に第２０条の規定による請求をしたときは、当該請求年月日と当該請求をした理由

（３）甲が、乙の認証を取り消したときは、取消しの年月日と取消しをした理由

（４）乙が格付に関する業務を廃止したときには、当該廃止年月日

（５）甲は、乙が、その認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止及び甲が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消を行わない場合

（ＪＡＳ製品に関する苦情への対応）

第２４条　乙は、ＪＡＳ製品に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録を甲の求めに応じて利用させる。

（認証に関する業務の方針）

第２５条　甲が行う認証に関する業務の方針は、次の通りとし、すべての活動はこの方針に基づいて行う。

（１）認証に係る業務を石川県有機農産物認証業務規程に基づき、公平、公正、迅速に提供する。

（２）認証に関する業務の信頼性確保のため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。

（３）認証に関する業務で得られる情報について機密保持に責任を持つ。

（４）認証に関する業務の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響の排除に責任を持つ。

（５）ＪＡＳ制度の適正な運営に寄与する。

（６）甲は、認証に関する業務の結果を左右しかねないようなすべての営利的、財政的、その他の圧力に影響されないようにする。

（７）認証業務を行うことにより、石川県の有機農産物及びそれらの生産者・製造業者等の確保を図り、環境に優しい石川農業の普及・推進に資するものとする。

（機密保持）

第２６条　甲は、石川県個人情報保護条例（平成１５年３月２４日条例第４６号）及び認証に関する業務の一部を個人に委託する場合には、委託契約書に基づき、委託先に個人を含むすべての階層において、認証に関する業務の過程において得られる情報の機密を保護する。

第２７条　甲が情報公開を行う場合は、法律で禁止されない限り事前に公開する旨の通知を乙に対して行う。

第２８条　甲は、第三者から得た乙に関する情報は、機密情報として取り扱う。

（認証業務に関する情報の提供）

第２９条　甲は、乙に対し、認証の詳細な手順、ＪＡＳ法（政令・省令・告示、通知を含む）、認証対象農林物資の日本農林規格、認証の技術的基準、知事の要求事項、必要となる費用及び納入方法、認証申請者の権利及び義務について記載した文書を提供する。

（ＪＡＳ規格及び認証の技術的基準等の改正）

第３０条　甲は、ＪＡＳ規格又は認証の技術的基準等が改正された場合、乙に文書でその旨通知する。

第３１条　甲は、認証の技術的基準の改正により、乙が認証の基準に適合しない恐れがある場合は速やかに講じた措置を確認する。

（苦情及び異議申立て等の処理）

第３２条　甲は、乙から持ち込まれる苦情及び異議申立て等を別に定める石川県有機農産物認証業務苦情処理規程に従って処理するものとする。

第３３条　甲は、賠償責任などの債務に対して適切に備えておくものとする。

（格付（の表示）に関する記録の保存）

第３４条　乙は、格付（の表示）に関する記録を、当該農林物資が出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間が一年以上である場合は三年間、一年未満である場合は一年間保存することとする。

（合意条件以外の事項）

第３５条　この合意書に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

本合意書は２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

　　年　　月　　日

甲　　石川県金沢市鞍月１丁目１番地

石川県

代表者　石川県知事　　　　　　　㊞

乙　　（住所又は団体の事務所の所在地）

（氏名又は団体の名称）　　　　　　　　　㊞